

富士川水系河川整備計画有識者会議傍聴規程

(目的)

第1条 本規程は、富士川水系河川整備計画有識者会議（以下「会議」という。）公開規程第3条の規定に基づき、会議の傍聴に関し必要な事項について定めるものである。

(受付)

第2条 事務局は傍聴者受付を設置するものとし、傍聴を希望する者は傍聴者受付にて氏名を記入するものとする。

なお、受付は先着順とし、人数は傍聴席の数までとする。

2 受付の開始は会議開始予定時刻の1時間前とする。

(入室)

第3条 傍聴者受付で受付を終了した者（以下「傍聴者」という。）の会議会場への入室は、会議開始予定時刻の10分前とし、会議開始後の入室は認めない。

なお、受付を終了していない者の入室は認めない。

(会議の傍聴)

第4条 傍聴者は、以下の事項を遵守するものとする。

- 1 会議の撮影、録画をしてはならない。（ただし、会議冒頭での頭撮りを除く。）
- 2 会議の録音をしてはならない。
- 3 発言、私語、談論等を行ってはならない。
- 4 発言への批判、可否の表明、ヤジ、拍手等を行ってはならない。
- 5 プラカードを掲げる等の行為や、はちまき、腕章の類をしてはならない。
- 6 ビラ等の配付を行ってはならない。
- 7 みだりに傍聴者席を離れてはならない。
- 8 携帯電話は電源を切るか、マナーモードに設定し、使用してはならない。
- 9 前各項のほか会議の進行を妨げたり、会場の秩序を乱す行為をしてはならない。

(退場等の措置)

第5条 座長は、傍聴者が前条の規定に違反した場合には、傍聴者に会議会場からの退場を命じることができるとともに、事務局に必要な措置を行うよう命じることができる。

(その他)

第6条 本規程の変更や本規程に定めなき事項については、会議で定めるものとする。

附則

(施行期日)

本規程は、令和7年8月7日から施行する。